

		検察庁法		国家公務員法	
		改正案	現行	改正案	現行
	【検察官には適用なし】				
				第三章 職員に適用される基準	
				第二節 採用試験及び任免	
				第四款 任用	
第六十条の二	任命権者は、年齢 六十年に達した日から第八十一 条の六第一項に規定する定年退 職日の前日までの間に退職した 者（以下この条及び第八十二条 第二項において「定年前退職者 」という。）又は自衛隊法（昭 和二十九年法律第二百六十五号）	（定年前退職者等の短時間勤務 官職への再任用）			
		（新設）			

の規定により退職した者のうち定年前退職者に準ずるものとして人事院規則で定める者（第三項において「自衛隊法による定年前退職者」という。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（）当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職での職務が当該短時間勤務の官職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項及び第四項において同じ。）（一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職（第四項及び第六節第一款第二目において「指定職

「という。）を除く。）に採用
することができる。

- ② 前項の規定により採用された
職員（次項及び第四項において
「定年前再任用短時間勤務職員
」といふ。）の任期は、採用の
日から当該職員について第八十
一条の六第一項及び第二項の規
定の適用があるものとした場合
における当該職員の同条第一項
に規定する定年退職日までとす
る。
- ③ 任命権者は、定年前退職者及
び自衛隊法による定年前退職者
以外の者を短時間勤務の官職に
採用することができず、定年前
再任用短時間勤務職員以外の職
員を短時間勤務の官職に昇任し
、降任し、又は転任することが
できない。
- ④ 任命権者は、定年前再任用短
時間勤務職員を、常時勤務を要

する官職又は短時間勤務の官職
(指定職に限る。) に昇任し、
降任し、又は転任することがで
きない。

第六節 分限、懲戒及び保障
第一款 分限

(身分保障)

第二十五条 (略)

第七十五条 職員は、法律又は人

事院規則で定める事由による場
合でなければ、その意に反して、
又は降任され、休職され、又は免
職されることはない。

、その官を失い、職務を停止され
、又は俸給を減額されることはな
い。但し、懲戒処分による場合は
、この限りでない。

第七十五条 職員は、法律又は人
事院規則に定める事由による場合で
なければ、その意に反して、降任
され、休職され、又は免職され
ることはない。

② 職員は、法律又は人事院規則
で定める事由に該当するときは
、降給されるものとする。

第二目 管理監督職勤務上
限年齢による降任
(新設)

第一目 管理監督職勤務上
限年齢による降任
等

(管理監督職勤務上限年齢によ

第九条 各地方検察庁に検事正各

一人を置き、一級の検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。

② (略)

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。

② (略)

② (略)

第十一条 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。

② (略)

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事を以てこれに充てる。

② (略)

② (略)

第二十二条 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

る（降任等）

第八十一条の二 任命権者は、管

理監督職（一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項

に規定する官職及びこれに準ずる官職のうち人事院規則で定め

るもの並びに指定職（これらのうち病院、療養所、診療所その他の部局又は機関に勤務する医

師及び歯科医師が占める官職そ

の他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適

当と認められる官職として人事院規則で定めるものを除く。）

をいう。以下この目及び第八十一条の七第一項において同じ。

）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達しているものについて、当該管理監督職勤務上限

（新設）

年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間（以下「異動期間」という。）に、管理監督職以外の官職又は当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この目においてこれらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（降給を伴うものに限る。）をするものとする。ただし、異動期間（第八十一条の五第一項から第三項までの規定により延長された異動期間を含む。）に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は当該職員が離職若しくは死亡をした場合は、この限りでない。

② 前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。ただ

し、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち人事院規則で定めるもの 年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として人事院規則で定めるもの六十年を超えて六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

③ 第一項の規定による他の官職への降任又は転任（降給を伴うものに限る。）（以下「他の官職への降任等」という。）を行

うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の官職への降任等に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

第二十条 (略)

② 前項の定めるところにより検察官に任命することができない者

のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条 (新設)
(略)

第八十一条の三 任命権者は、管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における前条第一項の規定により定められた異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(新設)

(適用除外)

第八十一条の四 前二条の規定は

(新設)

、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。

【検察官には適用なし】

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第八十一条の五 任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び第三項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。次項において同じ。）で異動期間を延長し、引き続き当該

(新設)

管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該

職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由と

して人事院規則で定める事由

二 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

② 任命権者は、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。）であつて、これらの欠員

を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情があるものとして人事院規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由があると認めるとときは、異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で異動期間を延長し、引き続き当該職員に異動期間の末日に占めていた管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

③

任命権者は、前二項又はこの項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、第一項各号に掲げる事由又は前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、当該延長された異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を更に延長することができる。ただし、第一項各号に掲げる事由が引き続きあるものとして当該異動期間を更に延長する場合には、当該更に延長される異動期間の末日は、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができる

<p>② 前項の定年は、年齢六十五年</p>	<p>② 前項の定年は、年齢六十年とす</p>	<p>第三目 定年による退職等 (定年による退職)</p> <p>第二目 定年 (定年による退職)</p> <p>第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいづれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。</p>	<p>④ 前三項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に關し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>

とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより

定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。

員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十一年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの年齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの年齢を超えて六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

③ (略)

③ 前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員をその定年退職日において従事していた職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一条の五第一項から第三項までの規定により異動期間を延長した管理監督職を占

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いだ勤務させることができる。

める職員のうち、その職員に係る定年退職日までに他の官職への降任等をしなかつたものについては、同条第一項各号に掲げる事由があるものとして当該延長をし、かつ、人事院の承認を得た場合に限るものとし、その期限は、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由
- 二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、その職員

が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、当該延長された期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日（前項ただし書に規定する職員については、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

【検察官には適用なし】

③ 前二項に定めるもののほか、
定年に達した職員を引き続き勤務させる」とに関し必要な事項

は、人事院規則で定める。

(新設)

【特例不要】

【検察官に適用】

(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給(他の官職への降任等に伴うものを除く。)、休職若

(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し

、免職し、その他これに対しいちじるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行わうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

附 則

第三十四条 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間ににおける第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

【参照】

第二十二条 検察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。
 ② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

附 則

第三十四条 この法律施行前、従前までの間における第八十二条の検事総長又は大審院検事のした事件の受理その他の行為は、これを検事総長又は最高検察官の検事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事若しくは区裁判所検事のした事件、従前の検事正又は地方裁判所の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

方検察官の検事のした事件の受理その他の行為とみなす。

まで	三十一日	五年三月	平成三十一年から	一日から	三年四月	平成三十一年
					六十一一年	
					六十六年	

附 則
第一条～第十八条 (略)附 則
第一条～第十八条 (新設)
(略)附 則
(略)

第三十四条 令和三年四月一日から平成四十一年三月三十一日までの間における第八十二条の規定の適用について

は、次の表の上欄に掲げる期間までに、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則
第一条～第十八条 (略)附 則
(新設)

三十 一日	一 年 三 月	平 成 四 十	一 日 か ら	九 年 四 月	平 成 三 十	ま で	三 十 一 日	九 年 三 月	平 成 三 十	一 日 か ら	七 年 四 月	平 成 三 十	ま で	三 十 一 日	七 年 三 月	平 成 三 十	一 日 か ら	五 年 四 月	平 成 三 十
						六 十 四 年						六 十 三 年							六 十 二 年
						六 十 九 年						六 十 八 年							六 十 七 年

<p>第三十五条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を探するものとするとともに、同日以後における勤務の意思を把握するよう努めるものとする。</p>	<p>第三十五条 この法律施行前、従前（検事総長又は大審院検事にあてられた事件の送致その他の行為は、これを検事総長又は最高検察院の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察院の検事、検事正又は地方検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなす。）</p>	<p>第二十条 任命権者は、当分の間、職員（法律により任期を定めて任用される職員その他の人事院規則で定めるものを除く。）が年齢六十一年（平成三十一年改正法第A条の規定による改正前の第八十一条の二第二項各号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員については、当該各号に定める職員の年齢。以下この条において同じ。）に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、人事院規則で定めることにより、当該職員が年齢六十一年に達する日の翌日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を提供</p>	<p>2～5（略）</p>
			<p>（新設）</p>
			<p>2～5（略）</p>

するものとするとともに、同日
以後における勤務の意思を把握
するよう努めるものとする。